

木造住宅耐震診断設計資格者の登録の手引き

大竹市木造住宅耐震診断補助事業は、民間所有の木造住宅の耐震診断の費用の一部を大竹市が補助する制度です。

本制度を利用して耐震診断を行う場合には、木造住宅耐震診断設計資格者として事前に大竹市に資格登録する必要があります。

■木造住宅耐震診断設計資格者の登録要件

(大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第4条第2項)

- 法人又は個人事業主に直接雇用されている者又は当該個人事業主で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者
 - ア 建築士法第2条第1項に規定する建築士
 - イ 地方公共団体又は財団法人日本建築防災協会等の主催する木造住宅耐震診断講習会を受講した者

大竹市

－ 目 次 －

大竹市木造住宅耐震診断設計資格者の登録のフロー 1

■申請の手続き

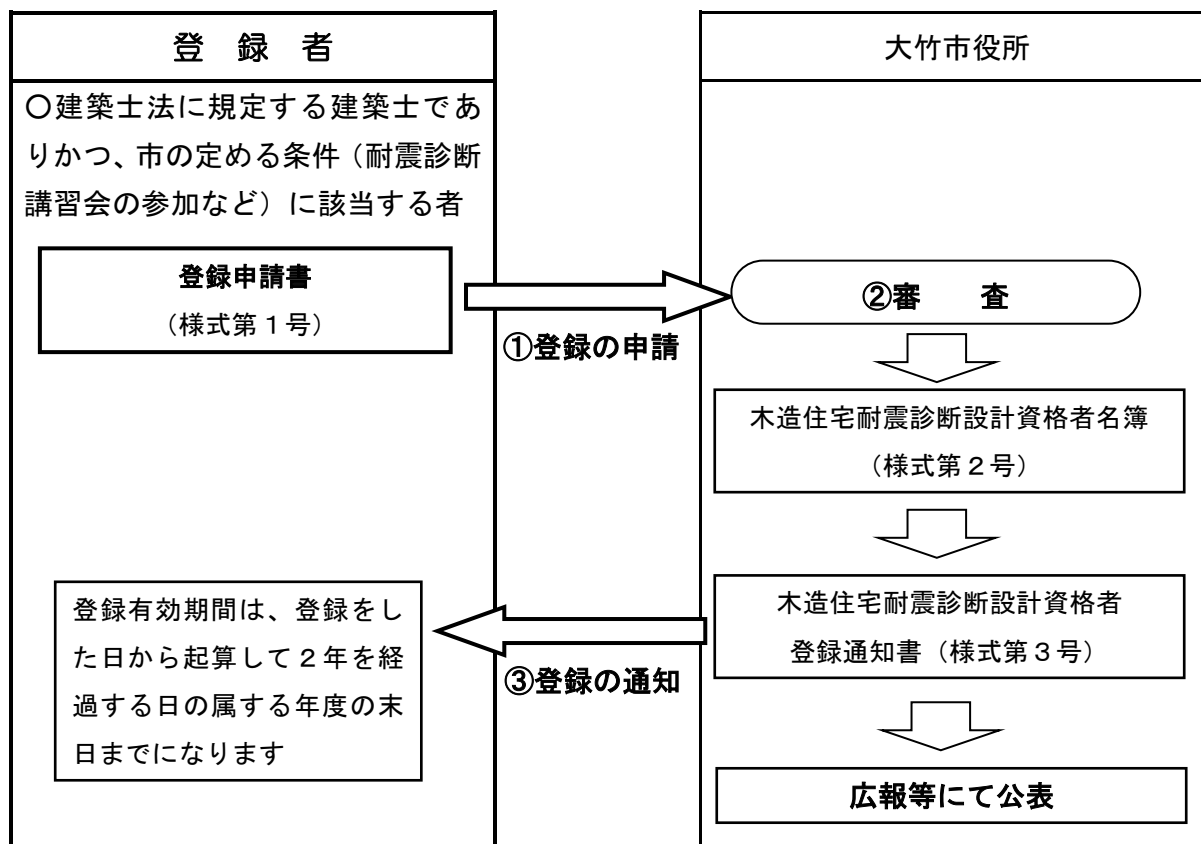
1. 注意事項（ご確認ください） 2
2. 木造住宅耐震診断設計資格者に係る登録申請について 2
3. 木造住宅耐震診断設計資格者の登録事項に変更があった場合について 3
4. 木造住宅耐震診断設計資格者の登録の辞退について 3
5. 木造住宅耐震診断設計資格者の登録の取消について 4

■様式集、記入上の注意

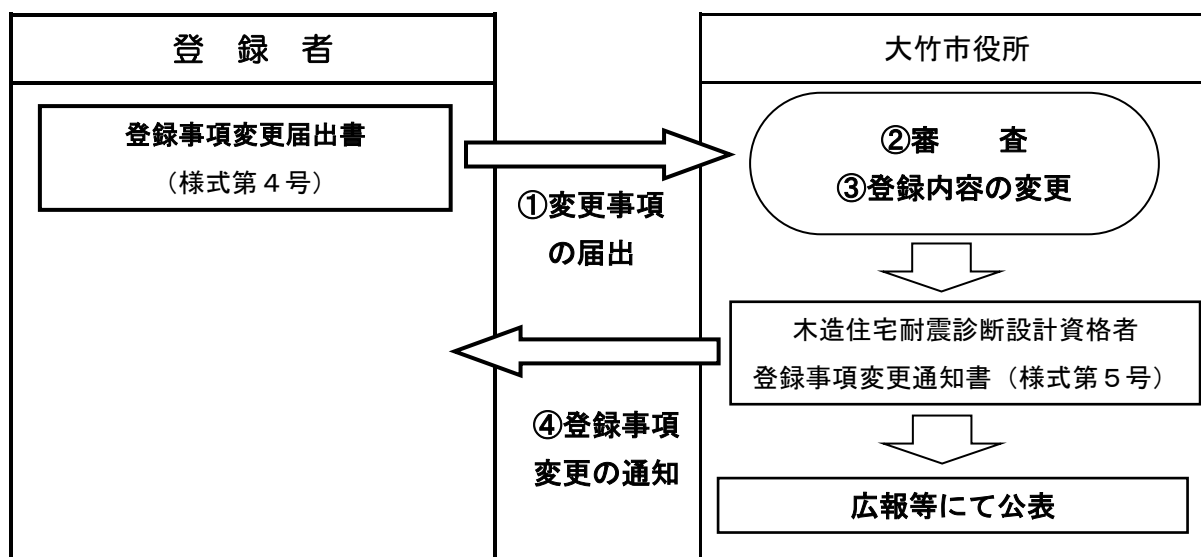
・様式第1号 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録申請書 5
・様式第4号 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書 6
・様式第6号 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者登録辞退届出書 7

大竹市木造住宅耐震診断設計資格者の登録のフロー

1. 新規登録の場合



2. 登録事項の変更の場合



■申請の手続き

1. 注意事項（ご確認ください）

- (1) 木造住宅耐震診断設計資格者として大竹市に登録されていないと、補助事業に係る耐震診断を行うことはできません。
- (2) 耐震診断に係る補助金の交付決定通知が行われる前に、耐震診断等の契約を締結してしまうと、補助は受けられません。
- (3) 補助金の支払いは、耐震診断の完了後になります。事業を取り止めた場合などは、補助金は支払われません。
- (4) 耐震診断をする住宅は、原則建築確認を得て着工したものであることが必要です。実際の住宅が建築確認どおり建築されていない、または、増築等をして明らかに建築基準法に違反しているものは、その状態では補助は受けられません。

2. 木造住宅耐震診断設計資格者に係る登録申請について

●2.1 申請に必要な書類（申請部数：正本1通・副本1通）

- (1) 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録申請書
（要綱様式第1号）【記入例：P5】
- (2) 建築士免許証の写し
- (3) 建築士事務所登録通知書の写し
- (4) 講習会受講証明書など、登録要件第4条第2項を証する書類の写し

■木造住宅耐震診断設計資格者の登録要件

（大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第4条第2項）

- (5) その他、市長が必要と認める書類

●2. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、大竹市役所の都市計画課まで提出してください。
以下の各申請の受付は全てこちらとなります。

【問合せ先】

〒739-0692

広島県大竹市小方1丁目11番1号

大竹市 建設部 都市計画課 建築住宅係

TEL0827-59-2168/FAX 0827-57-7149

受付時間: 平日8時30分～17時15分

3. 木造住宅耐震診断設計資格者の登録事項に変更があった場合について

登録に係る記載事項に変更が生じた場合は、必ず変更の届け出を行ってください。

●3. 1 届出に必要な書類 (申請部数: 正本1通・副本1通)

- (1) 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書
(要綱様式第4号)【記入例: P6】
- (2) 変更する内容が確認できる書類

●3. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、上記の大竹市役所の都市計画課まで提出してください。

4. 木造住宅耐震診断設計資格者の登録の辞退について

事情により、登録を辞退する場合は、必ず申し出を行ってください。

●4. 1 申し出に必要な書類 (申請部数: 正本のみ1通)

- 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者登録辞退申出書
(要綱様式第6号)【記入例: P7】

●4. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、上記の大竹市役所の都市計画課まで提出してください。

5. 木造住宅耐震診断設計資格者の登録の取消について

次のいずれかに該当するときは、木造住宅耐震診断設計資格者の登録を取消することになります。

●5. 1 登録の取消となる場合

- (1) 登録の辞退の申出があったとき。(4. 1の辞退申出)
- (2) 登録の有効期間が満了したとき。
- (3) 建築士法第2条第1項の建築士でなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第3項の登録を受けたことが判明したとき。
- (5) その他、市長が不相当と認めたとき。

●5. 2 申請の方法

木造住宅耐震診断設計資格者の登録を取消した場合は、大竹市木造住宅耐震診断設計資格者登録取消通知書(様式第7号)を交付します。

年 月 日

大 竹 市 長 様

※日付の記入は都市計画課で行います。

大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱（平成23年3月1日制定）第4条第3項の規定により、大竹市木造住宅耐震診断設計資格者の登録を申請します。

なお、申請に当たっては次のことに同意します。

- 1 市が大竹市木造住宅耐震診断設計資格者名簿を広報等に掲載すること及び市窓口において市民の閲覧に供すること。
- 2 耐震診断は、財団法人日本建築防災協会の定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行うこと。
- 3 耐震診断を依頼する市民には誠意を持って対応し、実施した耐震診断の内容に関する問い合わせについては責任を持って対処すること。
- 4 市民に対して不当に耐震改修の勧誘等をしないこと。
- 5 名簿に登録されることについて、所属先の同意がなされていること。
- 6 大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱の内容を理解し、耐震診断についての知識及び技能の維持向上に努めること。

※太枠の中のみ、記入して下さい。

年 月 日 第 号

(フリガナ) 氏 名	フリガナを記入してください。 (生年月日 年 月 日)		
建築士登録番号	(1級・2級・木造) 建築士登録 第 号		
所属建築士事務所名			
代 表 者 名			
所 在 地			
事務所登録番号	() 知事登録 第 号		
電 話 番 号		FAX番号	
所 属 団 体 名	<input checked="" type="checkbox"/> (社) 広島県建築士会 <input type="checkbox"/> (社) 日本建築構造技術者協会 <input type="checkbox"/> (社) 日本建築家協会 <input checked="" type="checkbox"/> (社) 日本建築学会 <input type="checkbox"/> その他 (
添 付 書 類	(1) 建築士免許証の写し (2) 建築士事務所登録通知書の写し (3) 大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第4条第2項に定める要件を証する書類 (4) その他市長が必要と認める書類		

該当箇所にチェックしてください

※電話番号及びFAX番号は、市民が連絡する際の番号を記入して下さい。

大竹市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書

年 月 日

大 竹 市 長 様

※日付の記入は都市計画課で行います。

所属建築士事務所名
所属建築士事務所所在
氏 名

大竹市木造住宅耐震診断設計資格者の登録の内容を変更したいので、大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱（平成23年3月1日制定）第4条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更前

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
氏 名		建築士種別	
事務所名		建築士登録番号	第 号
事務所所在		事務所 TEL	
所属団体		事務所 FAX	

2 変更後

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
氏 名		建築士種別	
事務所名		建築士登録番号	第 号
事務所所在		事務所 TEL	
所属団体		事務所 FAX	

3 添付書類

- ・変更する内容が確認できる書類

年 月 日

※日付の記入は都市計画課で行います。

大 竹 市 長 様

所属建築士事務所名
所属建築士事務所所在
氏 名

大竹市木造住宅耐震診断設計資格者登録辞退申出書

※名簿登録された日付を記入してください。

年 月 日付で登録の大竹市木造住宅耐震診断設計資格者の登録を辞退したいので、大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱（平成23年3月1日制定）第4条第12項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 登録辞退の理由

--

2 登録の内容

登録番号			
氏 名		建築士種別	
事務所名		建築士登録番号	第 号
事務所所在		事務所 TEL	
所属団体		事務所 FAX	